

公表様式（第 1 2 条関係）

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地
株式会社久米設計	東京都江東区潮見 2 - 1 - 22

2 指名停止措置期間

令和 5 年 12 月 21 日から令和 6 年 3 月 20 日まで（3 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

壬生町が発注する工事等

4 事実概要

当該業者の一般役員等が宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の入札に関し、令和 5 年 11 月 16 日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

5 指名停止措置理由

有資格者である当該業者の一般役員等が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたことは、「壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」別表第 2 の 6 のイに該当するため。

〔指名停止等措置要領別表第 2 の 6〕

措 置 要 件	期 間
（競売入札妨害又は談合）	
6 次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	5 ヶ月以上 1 8 ヶ月以内
イ 一般役員等又は使用人	3 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内